

女川町監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号）第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和4年8月10日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 佐 藤 誠 一

監査結果報告書

1 監査の種類 定期監査（財務監査）

2 監査の期日等

期 日 令和4年7月19日（火）
場 所 女川町役場 3階 大会議室B
監査委員 木 村 繁・佐 藤 誠一

3 監査の対象

- (1) 令和3年度各種基金の運用状況について
- (2) 令和3年度町税及び各種使用料等徴収状況について

4 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

- (1) 令和3年度各種基金の運用状況について
あらかじめ各課から「基金積立運用状況表」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。
- (2) 令和3年度町税及び各種使用料等徴収状況について
あらかじめ各課から「収入未済に関する調書」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。

6 監査の結果

- (1) 令和3年度各種基金の運用状況について
 - ・ 基金に係る積立金及び運用額の処理については、正確であると認められた。
- (2) 令和3年度町税及び各種使用料等徴収状況について
 - ・ 全体的に、収入未済については、適切に管理されていると認められた。